

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月28日

横浜市契約事務受任者
栄区長 松永 朋美

- 1 契約の概要
橋梁補修工
- 2 履行(納品)場所
横浜市栄区田谷町1725番地先
- 3 契約日
令和5年12月5日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年12月5日から令和6年8月30日まで
- 5 契約金額
11,485,000円(うち取引に係る消費税額1,044,091円)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市栄区本郷台5丁目34番9
有限会社浜建 代表取締役 佐々木 克巳
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
栄区だいだ橋における下部構造の損傷について、橋梁利用者の安全確保及び橋の倒壊防止のため早急な応急復旧が必要となったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市建設業協会栄区会と協議を行い、協会会員であり早急な工事に対応できる(有)浜建を契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課
横浜市栄区栄土木事務所